

発消予70号

平成27年9月8日

一般社団法人 京都府建設業協会
会長 岡野 益巳 様

京都市消防局長
杉本 栄一

溶接・溶断等の作業を伴う工事現場における出火防止の徹底について（お願い）

日ごろは、本市の消防行政の推進に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、先日、本市において、溶断作業を伴う解体工事現場で建物が全焼する火災が発生しました。また、川崎市で発生した工場の大規模な火災の原因も溶断作業によるものと報道されており、溶接・溶断等の火気作業に起因する火災は毎年のように発生しています。

しかしながら、各火災の原因を分析すると、作業前後の散水・周囲の確認、現場を離れる際の点検等をもう少し注意を払っていれば火災の発生を防ぐことが可能であったと考えられる事例も見受けられます。

つきましては、貴協会員の皆様に、溶接・溶断等の作業に起因する火災を防止するため下記の注意事項をお知らせいただき、出火防止が図られるよう御協力をお願いします。

記

溶接・溶断、鉄材等の切断、バーナー等を使用する作業時の注意事項

- 1 工事の主体となる事業者は、施工計画及び管理を行うなかで、やむをえず火気を使用する作業が発生する場合には火気使用の状況を把握するための作業手順書等を策定し、工事請負人、作業員に周知する。
- 2 溶接等の資格を要する作業については確実に作業者の資格確認を行い、無資格者に当該作業を行わせない。
- 3 作業開始前には、周囲の整理整頓、可燃性物品の除去や隣接する建物の木造壁への影響も踏まえた防災シートでのカバー、事前散水等を徹底して実施する。
- 4 水道ホース、水バケツ、消火器等を準備し、緊急時には複数の作業員が協力して初期消火ができるようにする。
- 5 作業終了後に現場を離れる際の点検において、溶断等の作業後1時間程度は残火がないか臭気も含めしっかり確認する。
- 6 危険物を使用する作業と重複しないように施工管理を行う。

〒604-0931

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町 450-2
京都市消防局予防部（松苗，松倉）

TEL 075-212-6682 FAX 075-252-2076

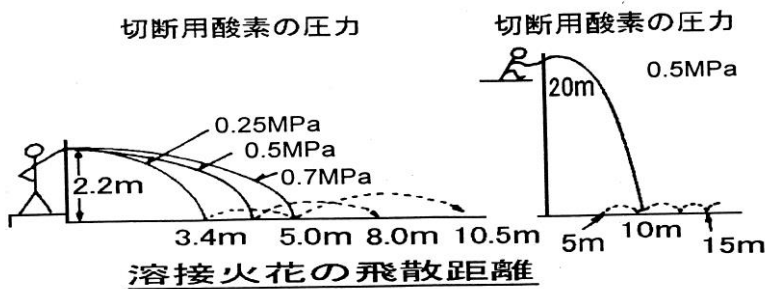
E-mail mathc308@city.kyoto.lg.jp

溶断作業等での出火防止を！

溶断・溶接作業中に建物全焼！

・断熱材へ着火 建物全焼！
・付近の木屑，布等に着火し，作業撤収後に燃焼拡大！

- ①周囲の整理整頓し，可燃物の除去・防災シートの使用を徹底
- ②水バケツ，消火器等を用意し，複数の作業員が協力して初期消火
- ③作業後に現場を離れる際には，臭気も含め十分に防火点検を実施
- ④付近で危険物を使用する作業が行われていないか確認



* 溶断・溶接作業における火花の飛散は5m～10mにも及びます。

* 隣接する住宅の軒や窓枠に飛んだ火花による火災も発生しています。

京都市内の工事現場等での火災事例

火災事例1 平成26年3月	解体工事中の建物の屋上において鉄筋を溶断していたところ，火花が発泡ウレタンに着火 同建築物の4階約150㎡焼失
火災事例2 平成26年12月	作業場の屋外において溶接作業を行っていたところ，火花が仮設トイレに着火 同仮設トイレ1基，作業場の屋根（断熱材）約15㎡焼失
火災事例3 平成27年7月	作業場の屋内において鉄骨の溶断作業を行っていたところ，火花が床面の油分が染み込んだ布，紙等に着火 同建物約270㎡，隣接建物2棟約60㎡の合計約330㎡焼失
火災事例4 平成27年8月	解体工事中の建物の屋上においてベランダの鉄製物干台を溶断していたところ，火花が階下の木屑等の付近に落下，作業員撤収後に燃焼拡大 同建築物約1500㎡焼失